

道路使用許可申請手数料の 免除対象が変更されます

令和6年6月1日申請分から

著しい影響を及ぼすような形態・方法により道路を使用する行為
又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような
以下の①～⑧に該当する行為に係る道路使用許可の申請時に
申請手数料2,500円が必要となります

(道路交通法第77条第1項第4号・愛知県道路交通法施行細則第9条第1項該当行為)

①祭礼行事(みこし・山車・踊り屋台等)

②競技会(マラソン・駅伝等)/仮装行列/パレード

③広告・宣伝をするため著しく人の耳目をひくような程度に車両等を装飾し、又は奏楽、
放送して通行すること

④一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で行う集団行進
※公安条例による行進又は集団示威運動許可の申請を含みます

⑤ロケーション/撮影会/街頭録音会

⑥道路に人が集まるような方法で行う演説/演芸/奏楽/拡声器・テレビジョン等の放送

⑦訓練(消防/水防/避難/救護等)

⑧実証実験(ロボットの移動を伴うもの/自動運転技術を用いるもの等)

※ 工事・作業(1号行為)、工作物の設置(2号行為)、露店・屋台等出店(3号行為)については
従来のとおり申請手数料2,500円が必要です

- 国又は地方公共団体
- 社会福祉法に規定する社会福祉法人又は社会福祉協議会
- 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- 学校教育法に規定する学校又は児童福祉法に規定する児童福祉施設
- 公益社団法人若しくは公益財団法人、公益を目的する一般社団法人若しくは
一般財団法人又はこれらに準ずる団体
が申請する場合には申請手数料が免除されます

御不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署
交通課までお問い合わせください



AICHI PREFECTURAL POLICE